

農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業）実施要領

令和6年4月24日付け6農支第551号農林水産部長通知
令和7年3月31日付け6農支第4674号農林水産部長通知
令和7年8月25日付け7農支第1681号農林水産部長通知
令和8年4月1日付け8農支第59号農林水産部長通知
令和8年7月1日付け8農支第2072号農林水産部長通知

移住就農等支援事業の実施については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業）補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正に処理するものとする。

第1 目 的

本県は人口の社会減少率が非常に高く、農業就業人口も減少傾向であり、農業分野への人材の更なる呼び込みが必要となっている。

このため、地域（産地）における移住就農者の受入体制の強化及び就農時の初期費用の負担軽減を支援する。

第2 定 義

この要領における用語の定義は、以下の1から6に定めるところによる。

1 移住

福島県以外の地域から住民票の異動を伴い福島県内に転入し、5年以上継続して居住する意志をもって主たる生活拠点を当該地域に構えることをいう。

ただし、転勤や進学による場合を除く。

2 移住就農者

事業を実施する年度、もしくはその前年度に、前記1の移住を伴って就農をした65歳未満の者をいう。

ただし、農業経営を目的とした、地域おこし協力隊への就任又は県の認定研修機関において研修を経て就農した場合に限り、就任等の直前に前記1の移住を伴っていれば移住就農者とみなす。

3 新規就農者

事業を実施する年度、もしくはその前年度に新たに営農を開始した65歳未満の者をいう。

4 移住就農希望者

前記1の移住を伴って、本県において就農を目指す65歳未満の者をいう。

5 研修生

県が認めた研修機関で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）

の研修を行っている者をいう。

6 園芸生産拠点

園芸生産拠点は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 福島県園芸振興プロジェクト又は水田農業高収益化推進計画に位置付けられている野菜、果樹、花きを生産する取組であること。
- (2) ほ場及び施設は連坦していること、又は機械及び施設等の管理・運営を共有するなどのまとまりのある取組の、いずれか1つ以上有していること。
- (3) 新規就農者、新規栽培者等に対し技術継承や技術習得支援を担う農業者を配置するなどの新たな担い手が参入できる営農体制を有すること。

第3 事業の種類

- 1 移住就農者への住環境整備
- 2 多様な就農者への支援
- 3 中古農業用機械の購入支援
- 4 就農希望者の就農準備への支援

第4 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げる団体等とする。

(第3の1)

- 1 市町村
- 2 市町村を構成員とするサポート体制組織
- 3 農業協同組合

ただし、園芸生産拠点毎に申請ができるものとする。

(第3の2)

市町村

(第3の3及び4)

交付対象者（個人）

第5 事業の内容等

- 1 第3の1から4までの取組に係る事業の内容、事業実施主体、補助率及び補助上限は別表1-1から1-4までのとおりとする。
- 2 本事業の事業実施期間は単年度とする。
- 3 第3の1、2、3の成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- 4 事業実施主体は、本事業を実施するにあたっては、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第6 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより第4に示す事業実施主体に対し補助するものとする。

ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てることとする。

第7 事業実施の手続き

(第3の1、2、3)

1 事業実施計画申請

事業実施主体は、別紙様式1号に別表1-1から1-3までに定める添付書類を添付し、所管する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）に実施計画の承認を申請し、承認を受けるものとする。

2 所長に提出された実施計画については、実施計画を承認するにあたり、部長に協議するものとする。

3 部長は、前項により協議を受けた場合は、実施計画の内容を審査し、結果を通知する。

4 所長は、実施計画を承認する場合には別紙様式2号により事業実施主体に通知するものとする。

5 農林事務所の所管を超える地域で活動する事業実施主体（以下「県域団体等」という。）については、この要領の所長を農林水産部長（以下「部長」という。）に読み替え、手続きを行う。

(第3の4)

1 第3の4の事業実施主体は、事前に就農活動計画書兼実績報告書（別紙様式1-6号）の計画欄を作成の上、部長に提出し、承認を受けるものとする。

第8 補助金の割当内示

(第3の1、2、3)

1 部長は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の割当内示を行うものとする（別紙様式3-1号）。

2 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、事業実施主体に対し、補助金を割当内示するものとする（別紙様式3-2号）。

(第3の4)

1 部長は、予算の範囲内で事業実施主体に対し、補助金を割当内示するものとする（別紙様式3-2号）。

第9 交付申請書の提出

(第3の1、2、3)

1 事業実施主体は、第8の2の規定による補助金の割当内示があったときは、別に定める日までに交付要綱第4条に基づき農業でふくしまぐらし支援事業補助金等交付申請書（交付要綱第1号様式）を所長に提出するものとする。

2 所長は、交付申請書の写しを部長に送付するものとする。

(第3の4)

1 事業実施主体は、就農活動の帰着後に農業でふくしまぐらし支援事業補

助金等交付申請書（交付要綱第 1 号様式）及び報告欄を記載した就農活動計画書兼実績報告書（別紙様式 1－6 号）並びに別表 1－4 で定める添付書類を知事に提出するものとする。

- 2 申請方法は電磁的手段によることを基本とする。

第 10 補助金の交付決定

（第 3 の 1、2、3）

- 1 所長は、補助金の交付を決定したときは、事業実施主体に対し交付決定通知書（別紙様式 4 号）を交付するものとする。
- 2 所長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（別紙様式 4 号）の写しを部長に送付するものとする。

（第 3 の 4）

- 1 知事は、補助金交付金額を決定した場合は、交付決定通知書（別紙様式 4 号）を交付対象者に通知する。

第 11 事業の着手

（第 3 の 1、2、3）

- 1 補助対象事業は、原則として交付決定以降に実施するものとする。
- 2 1 の規定にかかわらず、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、交付要綱第 5 条の 2 第 2 項による農業でふくしまぐらし支援事業補助金等交付決定前着手届（交付要綱第 1－2 号様式）を所長に提出するものとする。

なお、交付決定前に着手できるのは、所長から実施計画の承認及び補助金の割当内示を受け、交付申請した日以降となる。その場合、事業実施主体は、交付決定前までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを承知のうえで行うものとする。

- 3 2 の規定による提出を受けた所長は、部長に写しを送付するものとする。

（第 3 の 4）

- 1 事業実施主体は、第 7 の 1 の規定による実施計画の承認及び第 8 の 1 の規定による割当内示を受けた以降に、農業でふくしまぐらし支援事業補助金等交付決定前着手届（交付要綱第 1－2 号様式）を知事に提出し、事業に着手することとする。

第 12 計画の変更

- 1 事業実施主体は、交付要綱別表に規定する軽微な変更以外の変更のほか、新たな取組又は中止もしくは廃止をしようとする場合は、計画の変更を所長又は部長に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 前項の手続きは、第 7 に準じて行う。

第 13 完了報告

(第3の1、2)

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了の日から14日以内、又は、事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに交付要綱第9条第2項による農業でふくしまぐらし支援事業完了報告書(交付要綱第5号様式)を所長に提出するものとする。

(第3の3、4)

第3の3及び4の事業については、第14の規定による実績報告により、交付要綱第9条2項の完了報告に代わるものとする。

第14 実績報告

(第3の1、2、3)

- 1 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、交付要綱第10条による農業でふくしまぐらし支援事業実績報告書(交付要綱第6号様式)及び別表1-1から1-3までに定める添付書類を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 所長は、前項の規定による提出を受けたときは、その写し及び支出命令書の写しを部長に送付するものとする。

(第3の4)

- 1 事業実施主体は、就農活動の帰着後に就農活動計画書兼実績報告書(別紙様式1-6号)を提出することにより、交付要綱10条の実績報告に代わるものとする。

第15 達成状況等の報告(第3の1、2、3)

- 1 第3の1及び2の事業実施主体は、事業達成年度の翌年度から目標年度までの間における毎年度の達成状況について、別紙様式5-1号により、当該年度の翌年度の6月末までに、当該年度における目標達成状況報告書により所長に報告する。
- 2 第3の3の事業実施主体は、別表1-3に定める事業状況報告を行うものとする。
- 3 所長は、1または2による報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、事業実施主体に対して改善に向けた助言、指導を行うなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 4 所長は、1及び2による報告並びに3で行った助言、指導についてまとめ、第3の1及び2は、当該年度の翌年度の8月末までに、第3の3は、6月末までに、別紙様式5-2号により部長に報告する。

第16 財産処分等(第3の1、3)

- 1 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 事業実施主体の長は、規則第 18 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別紙様式 6 号）を所長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

第 17 適正な執行の確保

- 1 事業実施主体は、交付対象者が別表 1－1 から 1－4 までに定める返還条項に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、交付対象者が返還免除申請書（別紙様式 14 号）を事業実施主体に提出し、病気、災害等のやむを得ない事情があると事業実施主体が認めた場合はこの限りでない。
- 2 事業実施主体は、別表 1－1 から 1－4 までに定める補助対象経費以外に使用した場合には、速やかに、交付された補助金の一部又は全部を県に返還しなければならない。
- 3 県は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、事業実施主体に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。その際、事業実施主体は調査に協力するものとする。

第 18 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1－1

第 3 の 1 の事業（移住就農者への住環境整備支援）の補助内容

事項	内容
補助要件	事業実施主体は以下 1、2いずれかの項目について要件を満たす場合、事業を実施することができる。 1 事業実施主体が行う移住就農者（研修生等を含む）向け住居の修繕等 （1）移住就農者（研修生等を含む）向けの住環境整備であること。 （2）居住予定の移住就農者（研修生等を含む）がいること又は住環境整備後すみやかに移住就農者（研修生等を含む）を募集すること。 （3）住環境整備に要する修繕等の契約者は事業実施主体であること。 （4）住環境整備後の入居者は移住就農者（研修生等を含む）に限ること。 （5）原則として、交付申請年度内に事業完了するものであること。 （6）住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。 （7）補助の対象とする住居等は以下のいずれかを満たすこと。 ・事業実施主体が所有する住居等。ただし賃借のために所有されていないもの。 ・事業実施主体が整備を行うために賃借する住居等。 （8）事業実施主体が整備を行うために住居等を賃借する場合は、事業実施計画申請前に所有者から修繕等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 （9）補助の対象とする住居が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。 2 以下の要件を満たす交付対象者が行う住居の修繕等 （1）移住就農者（研修生含む）又は移住就農者を雇用する農業者であること。 （2）住環境整備に要する修繕等の契約者であること。 （3）住環境整備後の入居者又は入居者を雇用する農業者であること。 （4）原則として、交付申請年度内に事業完了するものであること。 （5）補助の対象とする住居等が以下を満たしていること。 ・住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。 ・所有または賃借している住居であり、賃借のために所有さ

事項	内容
	れていないこと。 ・賃借している場合は、事業実施計画申請前に所有者から修繕等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結していること。
補助内容	(1) 補助対象経費 ア 住居本体及び附属建造物（納屋・小屋等を含む）の修繕に要する費用（調査、設計及び工事監理の経費を除く。） イ 清掃に要する費用（住居本体、住居内の造り付け家具、設備機器、附属建造物等に係るものに限る。） ウ 修繕に伴う賃借料（修繕工期中に限る。） エ 残置物処分等に要する費用 オ 敷地内にある附属建造物の解体及び庭木の剪定・除草等に要する費用（住居へのアプローチ部及び周辺部に限る。） (2) 補助対象とならない経費 ア 家電リサイクル対象品目の処分 イ 市町村等が無料で収集を行うごみ（粗大ごみを含む。）及び資源物の処分 ウ 移動可能な家具や家電、その他備品類等のクリーニング及び修繕後に行う清掃費用 (3) 補助率、補助上限額及び補助基礎額 補助上限額は、補助率 2/3 以内の場合は最大 1,300 千円又は補助率 3/4 以内の場合は最大 1,500 千円とするが、(1) イ及び(1) ウの補助額はそれぞれ下記アの基礎額以内とすること。また、空き家バンクに登録してある物件を活用する場合は下記イを加算することができる。 ア 補助対象経費の 2/3 以内かつ最大 200 千円 又は 3/4 以内かつ最大 225 千円 イ 空き家バンク登録物件の活用： 補助対象経費の 2/3 以内の場合：100 千円加算 補助対象経費の 3/4 以内の場合：150 千円加算 ※「補助率 3/4 以内」は、事業実施主体が地方への就農・定住・定着を目的とする地域おこし協力隊を募集・受け入れる市町村又は園芸生産拠点の場合
申請時の 添付書類	(1) 事業計画書（別紙様式 1－1 号） (2) 交付対象者調書（別紙様式 1－2－1 号） ※補助要件 2 の場合 (3) 空き家であることの証明書（空き家住宅の場合） (4) 住居の現況等が分かる写真（外観、内観） (5) 修繕等に係る見積書の写し (6) 修繕等に係る部位を明記した図面（配置図、平面図、立面図）

事項	内容
	等) (7) 事業実施主体が所有していることを確認できる書類（登記事項証明書）又は空き家等所有者の修繕等に係る承諾書の写し（賃借する場合） (8) 空き家バンクに登録されていることを証する書類 ※空き家バンクに登録されている物件を活用する場合 (9) その他知事が必要と認める書類
実績報告時の添付書類	(1) 実績報告書（別紙様式1－1号） (2) 契約書、修繕費等内訳書及び領収書の写し (3) 修繕等を実施した部位を明記した面図（配置図、平面図、立面図等） (4) 修繕等の内容が分かる写真 着工前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること (5) 賃貸借契約書の写し（賃借する場合） (6) その他知事が必要と認める書類
達成状況の報告時の添付書類	(1) 就農状況報告書（別紙様式7－1号） ※補助要件2の場合
返還要件	(1) 交付対象者が虚偽の申告を行った場合 (2) 目標年度までの期間、同程度の営農を継続しなかった場合。 ただし、交付対象者の手続き（4）の手続きを行った者を除く。
交付対象者の手続き	(1) 交付申請 交付申請書（別紙様式8号）を作成し、事業実施主体に資金の交付を申請する。 (2) 農業経営の休止 ア 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により農業経営を休止する場合は事業実施主体に休止届（別紙様式9号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。 イ アの休止届を提出した交付対象者が農業経営を再開する場合は事業実施主体に就農再開届（別紙様式10号）を提出する。 ウ 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。 (3) 就農状況報告等 ア 就農状況報告 交付対象者は、目標年度までの期間、毎年4月末までにその直前の12か月の就農状況報告書（別紙様式7号）を事業実施主体に提出する。

事項	内容
	イ 住所等変更報告 交付対象者は、目標年度までの期間、氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式 11 号）を事業実施主体に提出する。 ウ 就農中断報告 交付対象者は、就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに事業実施主体に就農中断届（別紙様式 12 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式 10 号）を事業実施主体に提出する。 エ 離農報告 交付対象者は、目標年度までの期間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式 13 号）を事業実施主体に提出する。 （４）返還免除 交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式 14 号）を事業実施主体に提出する。 （５）申請窓口 ア 就農地が属する市町村等が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

別表 1－2

第 3 の 2 の事業（多様な就農者への支援）の補助内容

事項	内容
補助要件	事業実施主体は、以下の要件を満たす者を交付対象者として、経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金を交付することができる。 (1) 交付対象者が事業実施計画申請の属する年度の計画申請時まで、又はその前年度に独立・自営就農をしていること。 (2) 交付対象者が以下の要件のアかつイ又はウのいずれかを満たすこと。 ア 事業年度に新規就農者育成総合対策を活用していないこと。 実現性の高い就農計画を作成していること。 集落の共同活動への参画に努めること。 目標年度までの期間以上就農を継続すること。 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること。 イ 50 歳以上 65 歳未満であること。 農業従事日数が年間 150 日以上であること。 地域計画に位置づけられていること又は位置付けられることが確実であることもしくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 市町村の新たな農業経営体の農業所得目標を目指すこと。 ウ 50 歳未満であること。 農業従事日数が年間 60 日以上であること。 農産物販売金額が 50 万円以上を目指すこと。
補助内容	(1) 補助率、補助上限額及び補助基礎額 ア 補助率：定額 イ 補助上限額：2,000 千円/人口 1 万人以上の市町村 (別表 2－1 に記載の 27 市町村) 1,000 千円/上記以外の市町村 ウ 補助基礎額：上限 500 千円/人（世帯）
申請時の 添付書類	(1) 事業計画書（別紙様式 1－1 号） (2) 交付対象者調書（別紙様式 1－2－2 号） (3) 交付対象者の就農計画（補助要件（2）のイに該当する者は別紙様式 1－3 号、（2）のウに該当する者は別紙様式 1－4 号） (4) その他知事が必要と認める書類
実績報告 時の添付 書類	(1) 実績報告書（別紙様式 1－1 号） (2) その他知事が必要と認める書類

達成状況の報告時の添付書類	(1) 就農状況報告書（別紙様式 7－1 号）
返還要件	(1) 交付対象者が虚偽の申告を行った場合 (2) 目標年度までの期間、同程度の営農を継続しなかった場合。 ただし、交付対象者の手続き（6）の手続きを行った者を除く。
交付対象者の手続き	(1) 就農計画等の承認 就農計画等を作成し、事業実施主体に承認申請する。なお、就農計画等の作成に当たっては、事業実施主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、県農林事務所（農業振興普及部・農業普及所）等の関係機関から助言並びに指導を受けることとする。 (2) 就農計画等の変更申請 (1) の承認を受けた者は、就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く）。 (3) 交付申請 (1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式 8 号）を作成し、事業実施主体に資金の交付を申請する。 (4) 農業経営の休止 ア 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により農業経営を休止する場合は事業実施主体に休止届（別紙様式 9 号）を提出する。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。 イ アの休止届を提出した交付対象者が農業経営を再開する場合は事業実施主体に就農再開届（別紙様式 10 号）を提出する。 ウ 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は 1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 3 年の休止期間を設けることができる。 (5) 就農状況報告等 ア 就農状況報告 交付対象者は、目標年度までの期間、毎年 4 月末までにその直前の 12 か月の就農状況報告書（別紙様式 7－1 号）を事業実施主体に提出する。 イ 住所等変更報告 交付対象者は、目標年度までの期間、氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式 11 号）を事業実施主体に提出する。

	ウ 就農中断報告 交付対象者は、就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに事業実施主体に就農中断届（別紙様式 12 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式 10 号）を事業実施主体に提出する。 エ 離農報告 交付対象者は、目標年度までの期間内に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式 13 号）を事業実施主体に提出する。 （6）返還免除 交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式 14 号）を事業実施主体に提出する。 （7）申請窓口 ア 就農地が属する市町村等が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
--	--

別表 1－3

第 3 の 3 の事業（中古農業用機械の購入支援）の補助内容

事項	内容
補助要件	事業実施主体は、以下の要件を満たす者を交付対象者として、就農直後に中古農業用機械を購入するための資金を交付することができる。 (1) 新規就農者（独立・自営就農）であること。 (2) 福島県農業機械商業協同組合の加盟店、または J A 等が経営する農業機械センター、中古センター等から購入する農業用機械であること。
補助内容	(1) 中古農業用機械の購入額に対し以下を補助する。 ア 補助率 1 / 2（千円未満切り捨て） イ 補助上限 50 万円
申請時の添付書類	(1) 交付対象者調書兼事業計画書（別紙様式 1－5 号） (2) 補助要件（2）の販売業者発行の中古農業用機械購入見積書 (3) その他知事が必要と認める書類
実績報告時の添付書類	(1) 実績報告書（別紙様式 1－5 号） (2) 購入代金支払いの領収書の写し (3) その他知事が必要と認める書類
返還要件	(1) 交付対象者が虚偽の申告を行った場合。 (2) 処分制限期間内に当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合。ただし、交付対象者の手続き（5）の手続きを行った者を除く。
交付対象者の手続き	(1) 購入計画等の承認 交付対象者は、購入計画等を作成し、就農地の農林事務所に承認申請する。 (2) 購入計画等の変更申請 (1) の承認を受けた者は、就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する。 (3) 交付申請 交付対象者は、割当内示日から 30 日を経過する日又はその年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに、就農地の農林事務所に交付申請書（別紙様式 8 号）を提出する。 (4) 事業状況報告 交付対象者は、目標年度（第 3 年度）終了までの期間、毎年 4 月末までに、中古農業用機械の写真を貼付した事業状況報告書（別紙様式 7－2 号）を申請した農林事務所に提出する。 (5) 返還免除 交付対象者は、病気や災害、故障による廃棄等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（別紙様式 14 号）を申請した農林事務所に提出する。

別表 1－4

第 3 の 4 の事業（就農希望者の就農準備への支援）の補助内容

事項	内容
補助対象者	事業実施主体は、以下の要件を満たす者を交付対象者として、本県への就農活動にかかる資金を交付することができる。 (1) 県外からの移住就農希望者であること。(自営、雇用は問わない) (2) 福島県内において次のア～ウのいずれかの就農活動を行った者であること。その他知事が適当と認めたものであること。 ア 県が主催する就農イベント等に参加すること。 イ 就農を検討している地域の就農担当(県農林事務所、市町村、福島県移住コーディネーター、J Aなど)を訪問し、就農相談すること。 ウ 本県での就農を目的として、福島県農業総合センター農業短期大学校が主催する研修等に参加すること。
補助要件	事業当該年度の 4 月 1 日から、その年度の 3 月 10 日までに完了した就農活動を対象とする。
補助内容	(1) 就農活動における以下の費用を補助する。 ア 交通費 別表 2 の補助金額／人 イ 宿泊費 実費(最高 10 千円)／人 ※アとイはセットで申込むこと ※申請者 1 人につき年 1 回まで申請できる
申請時の添付書類	(1) 計画欄を記載した就農活動計画書兼実績報告書(別紙様式 1－6 号) (2) その他知事が必要と認める書類
交付申請時の添付書類	(1) 報告欄を記載した就農活動計画書兼実績報告書(別紙様式 1－6 号) (2) 申請者の生年月日及び居住地を書する書類 (3) 宿泊が伴う場合は、宿泊費の領収書(写) (4) 振込口座預貯金通帳の写し (5) その他知事が必要と認める書類
返還要件	(1) 交付対象者が虚偽の申告を行った場合
交付対象者の手続き	交付対象者は、本県での就農活動の帰着日から 30 日を経過する日又は就農活動の帰着日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い期日までに農業でふくしまぐらし支援事業補助金等交付申請書(交付要綱第 1 号様式)に上記添付書類を添えて知事へ提出する。

別表 2－1

人口 1 万人以上の市町村（福島県HP掲載）

＜令和 7 年 1 月 1 日現在＞

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、鏡石町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、西郷村、矢吹町、棚倉町、石川町、三春町、富岡町、浪江町（以上 27 市町村）

別表 2－2

就農希望者の就農準備への支援に関する交通費補助金表

居住地	補助金額
近隣 4 県 （山形県、宮城県、茨城県、栃木県）	5,000 円
東北 3 県、近隣 1 県、関東 5 都県 （青森県、岩手県、秋田県、新潟県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）	10,000 円
関東近郊 2 県 （山梨県、長野県）	15,000 円
上記以外の道府県	20,000 円